

会員の皆様へ

## 不正改造車を排除する運動の実施について

令和4年 5月 1日

滋賀県トラック協会

(適正化事業運営委員会)

平素は当協会の事業運営等につきましてご理解ご協力賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記運動について、滋賀運輸支局長より下記のとおり通知がありましたので、ご案内するとともに本運動にご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

記

近運滋整第29号の3

令和4年 4月 26日

一般社団法人 滋賀県トラック協会 会長 殿

近畿運輸局滋賀運輸支局長

### 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

平素は、国土交通省の交通行政にご理解いただき厚く御礼申し上げます。

我が国の自動車保有台数は、令和3年12月末現在で8千万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっている一方、昨年の交通事故による死者数は2,636人、負傷者数は約36万人と減少しているものの、依然として多くの方が交通事故の被害に遭われる厳しい状況が続いている。

また、自動車の排出ガス、排気騒音については多くの地点で環境基準が達成されているものの、新型感染症対策により外出を控え在宅者が多くなる中、不正改造車の走行や暴走行為による突発的な騒音に対しての苦情も多く寄せられています。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となり、社会的にもその排除が強く求められています。

不正改造車両の使用者には、部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなることが、違法であるとの認識のないままに改造を行っている者のほか、車検時に保安基準適合させつつ、車検後に部品の取付けや取外しを行い不正改造車を販売する事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあります。

このような状況に鑑み、近畿運輸局では令和4年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力ものと、不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととし、当局における事情を勘案した実施細目（近畿地方版）（別添1 参照）を作成し本運動を実施することとしましたので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

また、本運動の実施について、貴会傘下会員様に対しご周知いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

1. 実施時期 令和4年6月1日（水）～同年6月30日（木）
2. 実施事項 別添「実施事項」のとおり（抜粋）

## 「不正改造車を排除する運動」実施事項

令和4年4月  
近畿運輸局

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。その際ににおいて、新型コロナウィルス感染症の状況を踏まえた対策の実施やその見直し等を行うことにより、本運動の実施体制を確立するものとする。

(当協会関係部分のみ)

I. 近畿運輸局、管内各運輸支局及び神戸運輸監理部

(一部事項は管内各自動車検査登録事務所)

(省略)

II. 自動車技術総合機構実施事項

(省略)

III. 軽自動車検査協会実施事項

(省略)

IV. 協議会構成団体実施事項

本運動に協力するため、以下の事項を実施する。

1. 協議会構成団体共通

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

- ① 事務所等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。

また、協議会構成団体の地方組織は、強化月間においては、マスメディア、SNSを利用して10~30代の世代に关心を持ってもらえるような広報を積極的に実施し、事務所・店舗来訪者に対し、チラシを配布することにより、不正改造への認識浸透を図る。なお、協議会各構成団体のホームページを活用する際は、会員外にも閲覧できるよう配慮する。

- ② 協議会は、国土交通省と連携し、SNSやデジタル広告に活用できる広報ツールの製作に努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

- ① 本運動の目的、実施事項、情報提供窓口の設置等について、会報、ホームページ等に掲載するなど会員・事業者等への周知、浸透を図る。

- ② 不正改造車等に関する情報等（インターネットサイト上の不正改造を助長する用品・部品の流通、不正改造施工業者の情報を含む。以下同じ。）の受付体制を充実させるとともに傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。また、情報等入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等へ提供を行うよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

協議会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査等の実施に協力する。

(4) 傘下会員・事業者への指導等

本運動推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者に対して本運動の目的、実施

事項について指導する。

また、強化月間においては、傘下会員・事業者に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。

(5) 地方独自の実施事項等

協議会構成団体の近畿地域の地方組織は、近畿運輸局又は各運輸支局が策定する強化月間及び実施事項の企画並びにその取組の実施に協力する。

なお、協議会構成団体（地方組織を除く。）は、関東地域の地方独自強化月間に合わせて各種取組の実施に協力する。

(6) その他

特に、強化月間においては、以下「2.」に示す実施事項が適切に実施されるように配慮し、傘下会員・事業者を指導する。

## 2. 各事業者別実施事項

●認証・指定整備事業者《近畿地区自動車整備連絡協議会、(一社)各県自動車整備振興会 等》

●車体・電装・タイヤ整備事業者《近畿自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会近畿ブロック会、全国タイヤ商工協同組合連合会近畿ブロック会、(一社)日本自動車タイヤ協会近畿支部 等》

●自動車販売事業者《自販連近畿ブロック協議会、中販連近畿連絡協議会、軽自動車近畿ブロック協議会、全国二輪車安全普及協会近畿ブロック協議会 等》

●車体架装事業者《(一社)日本自動車車体工業会近畿支部 等》

(以上各省略)

●貨物自動車運送事業者・陸送事業者・ダンプカー使用者及び関係団体《(一社)近畿トラック協会、自家用自動車団体近畿協議会（自家用協会）、(一社)大阪自動車回送協会 等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

① 運送事業者団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車等（特に速度抑制装置（スピードリミッター）及び過積載を誘発する改造（さし枠の取付けなど））に係るもの。を使用する運送事業者を利用することのないよう要請する。

② 自家用協会においては、一定数以上の自家用自動車を使用していることにより選任されている整備管理者に対して、整備管理者講習の受講等により不正改造防止を含めた整備管理業務が適切に遂行されるよう、各運輸支局と連携して周知に努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車や不正改造施工業者等に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

運送事業者等においては、不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底 図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

### 3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。(参考:別紙7「自主点検票」)

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること

(以下各省略)

●自動車部品・用品販売事業者《関西ディーゼルポンプ振興会(DP連)等》

●石油販売事業者《全国石油商業組合連合会近畿ブロック会等》

●旅客自動車運送事業者《近畿バス団体協議会、近畿ハイヤータクシー協議会、各府県タクシー協会等》

●自動車大学校・整備専門学校、自動車短期大学等

●他の関連事業者《その他協議会団体》